

## 「がん診療連携拠点病院」と「三重県がん連携推進病院」との整備要件の相違点

< 指定にあたっての考え方 >

がん診療連携拠点病院に準じる病院については、「都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院」とされていることから、がん診療連携拠点病院の指定要件を基本に、以下の要件については緩和しています。

項目		がん診療連携拠点病院	三重県がん診療連携推進病院（準じる病院）
診療体制	緩和ケアの提供体制	外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること	外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。 <u>必ずしも「緩和ケア外来」の設置を求めるものではなく、緩和ケアチームによる緩和医療が外来患者に提供されていれば可。</u>
	放射線療法	専任の放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること	放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を配置すること
診療従事者	化学療法	専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること	化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を配置すること
	緩和ケア	緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。（なお、当該医師については原則として常勤であること。また専従であることが望ましい）	緩和ケアチームに、身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。（原則として常勤、専任であることが望ましい）
		緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。（なお、当該医師については専任であることが望ましい。また常勤であることが望ましい）	緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を配置すること。（当該医師については、専任であることが望ましい。）
		緩和ケアチームに、緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。（当該看護師については、専従であることが望ましい）	緩和ケアチームに、緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。（当該看護師については、専従であることが望ましい）
研修の実施体制	緩和ケア研修の開催		（拠点病院等が実施する）緩和ケア研修への協力、参加
	カンファレンスの開催		（拠点病院が実施する）カンファレンスへの協力、参加
相談支援センター		国立がんセンターがん対策情報センターによる研修を終了した専従および専任の相談支援に携わる者をそれぞれ一人以上配置すること	当該部門に専従の担当者が1人以上配置されていること。

専任・・・当該療法の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該療法に従事している必要があるものとする。

専従・・・当該療法の実施日において、当該療法に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該療法に従事していることをいう。